「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）」概要

・ 第５次基本計画（令和３年６月決定）以降における青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状を整理するとともに、今後の取組の方向性を示すもの。
・ 本報告書等を踏まえ、今夏、第６次基本計画を決定予定。

※基本計画…青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画。青少年インターネット環境整備法第８条において、こども政策推進会議が定め、その実施を推進するものとされている。

【報告書（案）の概要】

① 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進

（現状）
・ 育児の中で乳幼児がインターネットに触れたり、小学校から１人１台端末を使用しているなど、こどものインターネット利用が「当たり前」となっている。
・ 成年年齢が18歳となり、18歳で自立することが求められる。

（取組の方向性）
○ これまで、「インターネットは危険だから、こどもには使わせない」といった制限も見られたところ、今後は、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」（利活用）という方向で施策を推進。

② フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進

（現状）
・ フィルタリングの利用は定着してきているものの、カスタマイズ設定等について更に普及・啓発を進める必要。
・ 10歳未満では、親のスマートフォンをフィルタリングのないまま使うことが多くなってきている。

（取組の方向性）
○ 引き続き、法定の関係事業者による各種義務の実施を徹底。
○ 青少年の発達段階に応じて容易な設定が可能なフィルタリングのカスタマイズ機能やペアレンタルコントロール機能の普及・啓発を推進。
○ 低年齢のこどもに保護者のスマートフォンを使わせる場合の対策を新たに啓発。

③ 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

（現状）
・ インターネット利用が長時間化する一方、勉強に使う青少年が多くなってきている。
・ 家庭内のルールがないままフィルタリングを導入しても効果は低いとされ、こどもを守るためには、技術的側面と教育的側面の両輪が必要。

（取組の方向性）
○ 引き続き、学校、家庭、社会において、青少年及び保護者に対して、インターネットを安全に利用するための教育・啓発を推進。
○ 家庭において「親子のルールづくり」などにより、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理（ペアレンタルコントロール）。

④ 相談・支援体制の継続的な整備推進（ネットいじめ、SNS等ネット上のトラブル、性被害防止、人権侵害、プライバシー侵害等への対応）

相談窓口等について、関係団体・事業者と連携し、体制整備や普及・啓発を推進。

→今後とも、諸情勢の変化、法・基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、必要な対応を継続的に検討